

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業 主な支援制度を紹介します

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、新たな支援策を開始します(※掲載した支援の内容は一部です)。

プレミアム付ワクワク都市(シティ)商品券販売

10,000円で
13,000円分
商品券

地域経済の回復を図るとともに、消費者への家計支援を目的に、市内取扱店舗で使用できる1万3千円分の商品券を1万円で販売します。購入は1人につき1冊限りです。

対象 令和4年8月31日(基準日)時点で、市の住民基本台帳に住民登録がある方
※基準日以降、12月22日までに出生・転入届のあった方は随時、商品券購入引換券を発送します。

販売内容 1セット(1,000円券が13枚) 10,000円

購入方法 世帯主宛てに9月末に「商品券購入引換券」をお届けします。販売場所(丹波篠山市民センター、市役所本庁、支所)で現金と引き換えに商品券を購入してください

販売期間 10月1日(土)～※市役所本庁、支所は平日のみ販売。

使用期限 令和5年1月15日(日)※商品券は市内取扱店舗でのみ使用いただけます。

問い合わせ 商工観光課 ☎552-0100

子育ていちばん！クーポン券を配布

10,000円分
クーポン券

子育て世代への経済的負担の軽減、市内での消費喚起を図るため、市内取扱店舗で使用できるクーポン券を配布します。世帯主宛てに9月末にお届けします。

対象 令和4年8月31日(基準日)時点で、市の住民基本台帳に登録のある18歳以下(平成16年4月2日以降生まれの方)

※基準日以降、12月22日までに出生、転入届け出があった方は、随時発送。

支給額 1人あたり10,000円分(500円券×20枚)

利用期間 10月1日(土)～令和5年1月15日(日)

問い合わせ 子育て企画課 ☎552-0075

農業経営安定対策給付金を交付

3,000円分
10アール当たり

令和3年産の余剰米の影響で、令和4年産米の価格を依然として回復が見込めないことから水稲農家の経営安定を目的に給付金を交付します。

給付対象者 令和4年産の水稲を作付けした農業者
※対象者には9月以降に文書で案内します。

給付対象 水稲主食用米、加工用米
※ただし、飼料米は除く。

給付金額 令和4年産の水稲栽培面積から自家消費米相当分を一律10アール控除し、10アール当たり3,000円を交付
※環境に配慮した栽培方法の場合は、10アール当たり250円を加算します。

問い合わせ 農都政策課 ☎552-1114

新型コロナウイルス 感染症 対策

18歳から59歳までの基礎疾患を有する方の 4回目ワクチン接種



「努力義務」の適用除外

努力義務とは、感染症の予防などのために「受けるように努めなければならない」という予防接種法上の規定です。国は18歳から59歳までの基礎疾患を有するなど、重症化リスクが高い人に対する4回目接種では「努力義務」を適用しない方針を示しました。接種を受ける本人の意思に基づいて、接種の判断をお願いします。

●接種対象者

市内に住民票があり、3回目接種を終えられた方で

- ①基礎疾患を有する18歳から59歳までの方
- ②新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた18歳から59歳までの方

●接種券の送付について

申請を受理した後、3回目の接種日から5カ月を経過した頃に接種券を送付します

●締切日 7月29日(金)

※60歳以上の方については、3回目接種日から5カ月を経過した頃に接種券を送付します。3回目接種を希望の方もインターネットまたはコールセンターでご予約ください。

●申請方法

①インターネット申請

- 1)右記の二次元コードからアクセスできます
- 2)市ホームページから、「新型コロナウイルス感染症関連情報」→「追加接種(4回目)」を検索してください



②窓口・郵送申請

申請書配布場所＝健康課、本庁(市民課・社会福祉課)、各支所
※申請書は、郵送でも受け付けます。

ワクチン専用コールセンター(健康課内) ☎590-2205 【平日8時30分～17時15分】
健康課(丹南健康福祉センター内) ☎594-1117 【平日8時30分～17時15分】

小児(5～11歳)ワクチン接種を希望の方へ ワクチン接種日のお知らせ

小児ワクチン接種をするには申請が必要です。

○申請がお済みの方

右記のコールセンターか健康課で予約してください

○申請がまだの方

右記のコールセンターか健康課で申請後、予約してください

■ワクチン専用コールセンター(健康課内)

☎590-2205
【平日8時30分～17時15分】

■健康課(丹南健康福祉センター内)

☎594-1117
【平日8時30分～17時15分】

接種医療機関	1回目	2回目	使用するワクチンと回数
今田診療所	8月1日(月)	8月22日(月)	小児用 ファイザー社ワクチン 3週間の間をあけて2回接種
小嶋医院	8月6日(土)	8月27日(土)	
山鳥医院	8月8日(月)	8月29日(月)	

今月のこんにちは市長室

市長が市政に対してのご意見やご要望をお聴きする場として開催しています。事前の申し込みは不要で、懇談会または1人15分程度の面談です。

とき 8月10日(水) 16:00~19:00

ところ 市役所本庁舎

問い合わせ 秘書課 ☎552-5109

ふるさといちばん

市長の **HOT** とーく

丹波篠山の時代をつくろう



丹波篠山 黒豆ナイター

試合前のセレモニーはデカンショ節で大盛り上がり!

今回の目玉は、何といたってデカンショ節の生演奏です。NHKのど自慢のチャンピオンで市職員の小林真弓さんが、三味線を奏でながらデカンショ節を披露し、良く通る美声が広い球場に響き渡り感動を呼びました。この生演奏に合わせて、観光大使の田島沙莉さん、西家佳音さん、榎谷彩愛さんと私、まるいのとまめりん、千葉ロッテのチアガールも一緒に輪になってデカンショ節を踊りました。

そして、私のあいさつ。かぶっていた編み笠が、強い風に吹かれて落ちそうになり、それが気になって気が散って、何度か詰まりながらも、中森俊介投手は市民の誇りであり、黒豆ナイターが開催でき



た感謝と丹波篠山のPR、千葉ロッテの応援で締めくくりました。

最後に、いよいよ始球式。宮田和奏さんが速い球でストライクを投げ込み、惜しくもベース手前で少しワンバウンドしたものの、小さい体で堂々とした投球にどよめきが起こりました。

▼試合前中森投手のビデオレター「今日は僕の故郷、兵庫県丹波篠山

市の黒豆ナイターです。僕の故郷には自然がたくさん残っていて、特産の黒豆をはじめ、おいしい食べ物がいっぱいあります。丹波篠山市は僕の入団をきっかけに、市を挙げて千葉ロッテマリーンズを応援してくれています。千葉ロッテマリーンズファンの皆さんも「丹波篠山のふるさと納税」でおいしい黒豆や特産品を食べて、丹波篠山市を応援してください！」

2回目となる黒豆ナイター、今年も大成功です!

千葉ロッテマリーンズのホーム球場ZOZOマリンスタジアムには、黒豆ナイターのロゴがたくさん掲示され丹波篠山一色に。球場に駆けつけた約1万3,000人の方々に、市を知ってもらうことができました。

試合前にはスタジアム前のテント、試合中はスタジアム内で、JA丹波ささやまと小田垣商店に、黒豆のお菓子などを販売していただ

きました。3人の観光大使とまるいのとまめりんが一緒にお客さんを集めるため声掛けをして活躍し、たくさんの方々に黒豆商品を購入いただきました。

観光大使とまるいの&まめりんは大人気で、一緒に写真を撮ってもらうための行列ができました。

丹波篠山黒豆パワーで試合は千葉ロッテが快勝!

試合の相手は、新庄剛志監督で人気の日本ハムでそちらも注目

でしたが、5対4の接戦を制し、見事千葉ロッテが勝利しました。

お会いした河合克美球団社長は、「中森投手は現在、コンディションを整えているところです」とお話しされました。

当日は、中森選手後援会や市民の皆さん、関東在住の丹波篠山出身者や市内事業者の関連企業の方々など約100人の関係者が応援に駆けつけてくださいました。

中森投手が1軍で登板する日を心待ちにしています!

(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 子育て世帯生活支援特別給付金を支給



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。

支給対象者

次の①②のいずれの要件も満たす場合(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。)

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満(障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育する父母等 ※令和5年2月末までに生まれた新生児も対象です。
- ②令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給額 児童1人あたり一律 **5万円**

支給手続き

ア. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養

手当の受給者で住民税が非課税の方=申請不要。対象者にお知らせを送付します。

イ. 上記以外の方は手続きが必要です。申請書類一式を社会福祉課に提出してください(申請期限=令和5年3月15日)

支給時期

アに該当する方には、児童手当または特別児童扶養手当振込指定口座へ令和4年7月下旬以降に振り込み予定。それ以外の方には申請書審査後に指定口座へ順次振り込み予定

問い合わせ 社会福祉課 ☎552-7101

ひとり親世帯分の支給対象者で申請が必要な方は令和5年2月28日までに申請してください。詳細はホームページをご覧ください。



国民年金保険料免除等の申請

臨時特別措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除等の申請が可能となりました。

申請対象者

- 次の①②のいずれの要件も満たす場合
- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少したこと
- ②令和3年1月以降の所得等の状況による所得見込

額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれること

申請に必要なもの

- ・基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書や納付書など)
- ・退職などされた方は、雇用保険受給資格者証または離職票など

問い合わせ 医療保険課 ☎552-7103

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により下記の要件に該当する場合は、申請により減免を受けることができますので、お問い合わせの上、申請してください。

対象となる保険料(税)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの【令和4年度分】

要件

- 全額免除=主たる生計維持者が死亡または重篤な状態になった場合
- 減額=主たる生計維持者が次の①~③のいずれの要件も満たす場合

①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少額(保険金、損害賠償などで補填されるべき金額を控除した額)が、前年の当該収入額の10分の3以上

②前年の総所得金額等が1,000万円以下
③①以外の前年の所得の合計額が400万円以下
※介護保険料は②の要件を除く。

提出書類 収入などが減少したことが分かる資料

問い合わせ

- 医療保険課(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) ☎552-7103
- 長寿福祉課(介護保険料) ☎552-6928